

市民がつくる文化・スポーツ唐津大会育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の文化又はスポーツの振興を図り活力あるまちづくりを推進するため、市内で開催される市民主導の文化又はスポーツの大会若しくは催事（以下「大会等」という。）を主催するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民及び市民団体が参画する実行委員会等（以下「実行委員会等」という。）が主催する大会等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、企業並びに国、都道府県及び市郡に属する体育協会に加盟する競技団体又は国及び都道府県に属する高等学校体育連盟、中学校体育連盟及び市郡中学校体育連盟が共催するスポーツ大会並びにこれに伴う予選大会を除く。

- (1) 市民の文化又はスポーツの振興に資すると認められる大会等で、営利を目的としないもの
- (2) 佐賀県大会規模以上のもので、競技的要素が含まれるもの
- (3) 補助開始後5年以上本市で継続開催される見込みのあるもの
- (4) 市から他の補助金の交付を受けていないもの

2 前項の定めによるもののほか、唐津市の地域情報の発信性が高いもので、特に市長が適当と認めるもの

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象事業者」という。）は、前条に規定する大会等の実行委員会等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の開催に要する次の経費とする。ただし、準備会議等の食糧費並びに

選手及び大会役員に対する報償費、旅費及び食糧費は含まない。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 食糧費
- (4) 消耗品費
- (5) 燃料費
- (6) 印刷製本費
- (7) 器具修繕料
- (8) 役務費
- (9) 委託料
- (10) 使用料及び賃借料
- (11) 備品購入費（補助対象事業を実施するために真に必要なものとし、他の大等に流用できるものは含まない。）
- (12) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める経費
(令2告示184・一部改正)

(大会の規模)

第5条 第2条第1項第2号に定める大会等の規模は、次のとおりとする。

- (1) 佐賀県大会規模とは、参加者が概ね50名以上とし、県内市町のうち10市町以上から参加があり、市外からの参加者が概ね15名以上の大会
- (2) 九州大会規模とは、参加者が概ね100名以上とし、別表に定める九州ブロック各県のうち4県以上から参加があり、県外からの参加者が概ね25名以上の大会。ただし、山口県からの参加は、九州ブロックの1県と数える。
- (3) 全国大会規模とは、参加者が概ね150名以上とし、別表に定める全国9ブロックのうち5ブロックからの参加があり、九州ブロック以外からの参加者が概ね30名以上の大会

2 芸術作品展等の文化催事については、出展者の数を参加者数、出展者の居住地を参加者の居住地とし、前項の定めによる大会規模とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、大会等の規模により次に掲げる金額を限度とする。

(1) 佐賀県大会規模 20万円

(2) 九州大会規模 30万円

(3) 全国大会規模 50万円

(令2告示184・一部改正)

(補助の対象期間)

第7条 補助金の交付は、一年度につき1回とし、5年間継続できるものとする。

(平27告示71・一部改正)

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、市民がつくる文化・スポーツ唐津大会育成支援事業補助金交付申請書（別記様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助対象事業者は、本補助金の交付の趣旨を十分理解の上、提出された大会等の開催計画に基づき開催を行うとともに、実行委員会等の組織の充実を図り、大会等の継続開催を行うものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第10条 補助対象事業者は、補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日以後に行う補助対象事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに廃止前の市民がつくる文化・スポーツ唐津大会育成支援事業補助金交付要綱（平成19年教育委員会告示第9号）に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされ

たものとみなす。

附 則（平成２７年告示第７１号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（令和２年告示第１８４号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第５条関係）

全国ブロック別該当都道府県

ブロック名	都道府県名
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県
四国地区	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
近畿地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
北信越地区	長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県
東海地区	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
関東地区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県
東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北海道地区	北海道